

議案第104号 交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

職員の兼職について、職務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等の観点から更なる公正な職務の執行を確保するため必要な条例改正を行うもの  
(施行期日：令和8年4月1日)

2. 条例改正の内容

市の事業又は事務に関係する営利を目的としない法人その他の団体(以下「団体等」という。)に従事(報酬を得て従事する場合は除く。)しようとする職員は、実施機関(任命権者)の許可を受けなければならない旨の規定を定めるもの。ただし、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職にある職員及び同法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員は除く。

※上記以外に(1)営利団体の役員等を兼ねる場合、(2)自ら営利企業を営む場合、(3)報酬を得て事業又は事務に従事する場合については、地方公務員法第38条第1項の任命権者の許可を受けなければならない。

※市の事業又は事務に関係する団体等とは、市から許認可等を受けて活動している団体等及び市から補助金等の交付を受けて活動している団体等

※営利を目的としない団体等とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、自治会、町内会等

## 議案第104号 交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例について

## 3. 今後の予定

- (1) 当該条例の許可基準等は、地方公務員法第38条第1項に基づく営利企業等の従事制限の許可基準等に準じる予定。なお、営利企業等の従事制限の許可基準等については、国家公務員における基準等を参考に別途制定予定。
- (2) 施行日までの期間においては、準備期間として本改正に影響が生じる団体等への周知及び施行日以後に許可が必要な業務に従事している職員から許可申請を受ける。

## 4. 参考（許可基準（今後、国家公務員における基準等を参考に制定予定））

○兼業許可は、(1)～(5)に該当する場合は原則許可されない。

- (1) 兼業のため、勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行に悪影響を及ぼすと認められるとき。
- (3) 兼業しようとする職員が在職する機関と兼業先の間、許認可、検査、税の賦課徴収、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。
- (4) 兼業する事業の経営上の代表的責任者となるとき。
- (5) 兼業によって職員としての信用を傷つけ、又は市全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年12月定例会

	議案第104号 交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉 職員の兼職について、職務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等の観点から更なる公正な職務の執行を確保するため必要な条例改正を行うもの	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉 地方公務員の兼職については、地方公務員法第38条第1項において、営利企業への従事等の制限が設けられているものの、職務能率の確保、職務の公正性の確保及び職員の品位の保持等の観点から更なる公正な職務の執行の確保を行いたいため。	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
〈提案に至るまでの経緯〉 顧問弁護士等への相談、他市事例調査。	〈総合計画等の整合〉					
	まちづくりの目標	目 標	—			
	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
	施策	施 策	その他			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称				
		策定年度				
〈市民参加の状況〉 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間				
	〈政策等の実施時期〉		令和8年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	総務部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等			

交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成28年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p>(職員の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 市の事業又は事務に関係する法人その他の団体のうち、営利を目的としないものの業務に従事（報酬を得て従事する場合を除く。）しようとする職員は、実施機関の許可を受けなければならない。ただし、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職にある職員及び同法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。</u></p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第4条 (略)</p>